

## 車内 Wi-Fi 利用規約

本田技研工業株式会社

本田技研工業株式会社（以下、「Honda」といいます。）は、Honda Total Care 会員規約（、Honda Total Care プレミアム利用規約及び本車内 Wi-Fi 利用規約（以下、「本規約」といいます。）に基づき、契約者に対して「車内 Wi-Fi」サービスを提供します。

### 第1条（定義）

本規約において利用する用語の定義は次の各号に定めるとおりとします。なお本規約に記載のない定義については、Honda Total Care 会員規約並びに Honda Total Care プレミアム利用規約に従うものとします。

- (1) 電気通信サービス：電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
- (2) MNO: 本サービスにおいて卸電気通信役務を提供するソフトバンク株式会社
- (3) 車載器：Honda CONNECT ディスプレー又は、ワイドスクリーン Honda CONNECT ディスプレー（画面上で車両の一部機能の操作や情報表示が可能なディスプレイ）
- (4) 車載通信機：自動車装着専用データ通信ユニット

### 第2条（本規約の適用）

1. 契約者は、本規約が Honda と契約者との契約内容となることについて、同意します。
2. 本規約は、Honda と契約者における、本サービスの利用に際しての一切に適用されます。
3. 本規約は、本サービスの利用条件を定めるものです。契約者は、本サービスの利用にあたっては、本規約の内容を理解した上で、本規約の全ての規定に同意し、本規約に従い本サービスを利用するものとします。
4. 本規約は、Honda Total Care プレミアム利用規約の一部を構成するものとし、Honda Total Care プレミアム利用規約で定める内容と本規約の内容が異なる場合は、本規約の定めが優先するものとします。

### 第3条（本規約の変更）

1. Honda は以下の場合に、Honda の裁量により、本規約を変更することができます。
  - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. Honda は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を Honda Total Care ホームページ(URL:<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)に掲示します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。本サービス利用の際には、随時、最新の本規約をご確認ください。

#### 第4条 (本サービスの内容)

1. 本サービスは、MNO が提供する移動無線通信に係る通信網を利用して、車載通信機を Wi-Fi ホットスポットとして提供するデータ通信専用の電気通信サービスです。詳しくは、Honda Total Care ホームページ (URL : <https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>) をご確認ください。
2. 契約者は、本サービスにより、利用登録車両内でインターネット接続サービスを利用することができます。

#### 第5条 (本サービスの提供区域)

1. 本サービスの提供区域は、日本国内の MNO の通信区域とします (海外での国際ローミング機能は提供しません)。
2. 通信区域内であっても、電波の伝わりにくい場所では、本サービスを利用することができない場合があります。
3. 前項の場合、契約者は、Honda の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスを利用できないことによるいかなる損害賠償も Honda に請求することはできません。

#### 第6条 (通信の速度と安定性)

1. Honda が本サービスで表示する通信速度は理論上の最高値であり、実際の通信速度は、接続状況、契約者又は利用者が使用する通信機器 (通信端末及びスマートフォンやタブレット等の情報通信端末を含み、以下「通信機器」といいます)、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。
2. Honda は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行いません。
3. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損又は滅失する場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

#### 第7条 (通信利用の制限)

1. Honda は、技術上、保守上その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、又は

MNO の提供する電気通信サービスの契約約款の規定若しくは MNO と Honda との間で締結される契約の規定に基づく、MNO による通信利用の制限が生じた場合、契約者に通知することなく、本サービスの利用を一時的に制限又は停止することができます。

2. 契約者は、Honda の故意または重大な過失により生じた場合を除き、前項に基づき本サービスの利用が制限又は停止されることによるいかなる損害賠償も当社に請求することはできません。

#### 第8条（利用料金）

本サービスを利用するにあたって必要になるデータ通信パッケージの費用は、以下のとおりとします。

料金プラン（データ容量）	金額（税抜）
1 GB	300 円
2 GB	600 円
3 GB	900 円
5 GB	1,500 円

#### 第9条（本サービスの利用）

1. 本サービスの利用にあたり、事前に Honda Total Care 会員サイト又は Honda Total Care アプリにおいて契約者のクレジットカード情報の登録及び本人認証コードの登録が必要になります。
2. 契約者は、当社指定の方法によりデータ通信パッケージを購入することにより本サービスを利用することができます。お支払いは、クレジットカード決済となります。
3. 契約者は、データ通信パッケージ購入後の返金及びキャンセルができないことをあらかじめ承諾するものとします。
4. データ通信パッケージの有効期間は、購入日から起算して3ヶ月間後の月末です。データ通信パッケージ毎に有効期限が設定されているため契約者は、データ通信パッケージを複数購入した場合もデータ通信パッケージの有効期限は上書きされないことをあらかじめ承諾するものとします。（以前に購入したデータ通信パッケージの有効期間が、後に購入したデータ通信パッケージの有効期間に合わせて延長されることはありません。）
5. 契約者は、車載機に表示されるデータ通信パッケージの残量が実際の残量と齟齬がある場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
6. 購入したデータ通信パッケージの残量が切れた場合又は有効期間が切れた場合は、追加でデータ通信パッケージの購入をしなければ本サービスの利用はできません。

7. 本サービスは、本サービスに対応する車載器が搭載された車両内で提供されます。利用登録車両の車外においても一定の範囲で本サービスを利用できる場合がありますが、Honda は、その場合の動作保証はいたしません。
8. 契約者が走行中に本サービスの利用にあたり、車載器を操作した場合又は本サービスを利用してネットワークを接続した通信機器を操作したことに起因して発生した事故等については、Honda は一切の責任を負いません。

(付則) 本規約は、2020年10月30日から発効します。

2023年 2月 1日 一部改定